

食品の表示に関する法律：JAS法、食品衛生法、景品表示法

食品表示には複数の法律がまとめて記載されています

法律名	JAS法		食品衛生法	景品表示法
	加工食品	生鮮食品		
表示等の主旨	消費者が商品を購入する際の選択の参考となる情報の提供		飲食による衛生上の危害の発生を防止	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護
対象	一般消費者向けに販売される飲食料品		容器包装されて販売される食品及び添加物	一般消費者向けに事業者が提供する広告その他の表示
表示項目	名称			特定の表示項目はないものの次の表示が禁止されている。 優良誤認 3 有利誤認 4 誤認される恐れのある表示（原産国の不当表示等）
	原材料名	1		
	添加物			
	原産地又は原産国	2		
	内容量			
	消費期限			
	賞味期限			
	保存方法			
	製造者等（輸入業者）の氏名・所在地等			
	遺伝子組換え食品である旨			
	アレルギー物質を含む旨			
有機食品				
行政処分	守る旨の指示、従わない場合改善命令	営業許可の取消、営業の禁止又は停止	排除命令	
表示違反に対する罰則	個人は100万円以下の罰金又は1年以下の懲役、法人は1億円以下の罰金	個人は2年以下の懲役または200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金	

- 1 一部原材料の原産地表示を必要とする加工食品があります。
- 2 輸入品は原産国名を記載します。
- 3 優良誤認：商品の内容が実際のものより又は競争事業者のものより著しく優良と消費者に誤認される表示
- 4 有利誤認：商品等の取引条件が実際のものより又は競争事業者のものより著しく有利と消費者に誤認される表示